

李承晩ライン問題を考える

－『竹島問題 100 問 100 答』再批判に対して－

慶尚北道独島史料研究会の再批判

2014年3月に第3期島根県竹島問題研究会による『竹島問題 100 問 100 答』（ワック出版）が刊行されると、同年5月に慶尚北道独島史料研究会は批判文を発表した。2015年8月に刊行された第3期島根県竹島問題研究会最終報告書でそれに対する反論が掲載されると、2016年10月に慶尚北道独島史料研究会は再批判を行った。この再批判では、日韓条約における竹島問題の取扱および李承晩ライン問題について、金柄烈キムビョンリョル氏が執筆している。このうち李承晩ライン問題についての金柄烈氏の再批判を検討する。

李承晩ラインとは、1952年1月に韓国が、漁業資源を独占しようとして設定を宣言した境界線である。韓国はこの侵犯を口実に日本漁船を拿捕し、1957年の多い時には九百人以上の日本人が、釜山の外国人収容所で貧弱な食事に苦しみながら抑留生活を送った。

米国は漁業管轄権を認めていたのか

再批判で金柄烈氏は李承晩ラインに正当性を持たせようと苦心している。彼は、当時米国など18カ国以上が「領海の外に漁業専管水域を拡張していた」という。

1960年の第2次国連海洋法会議では領海6海里とその外側に6海里の漁業水域を認める米加両国の提案が過半数の支持を得、1960年代に各国が結んだ漁業協定では漁業水域設定が一般的になった。このように、沿岸国だけが漁業資源を管轄できる漁業（専管）水域が国際的に認められるのは1960年代で、李承晩ライン設定よりも十年以上後のことである。しかも、伝統的にその水域で操業していた国に対しては条件付きで漁業の継続が認められた。一方的な宣言で日本漁船を締め出そうとした李承晩ラインとは異なる。

米国は李承晩ライン宣言当時、漁業管轄権を認めてはいない。韓国は、1945年9月に米国が行ったトルーマン宣言（大陸棚の海底と地下の天然資源に対する管轄権や沿岸の漁業を規制する水域を主張する宣言）を李承晩ライン宣言の根拠としたが、米国はトルーマン宣言で漁業資源については管轄権（jurisdiction）という語句の使用を避けていた。また、1952年2月、米国は李承晩ライン宣言について韓国に抗議した。そこには「米国政府は3マイル外の公海においてある種の防衛的管轄権を行使したことがある」とあった。しかし、その管轄権とは税関や密輸の監視のためのものであったと記されており、漁業管轄権を行使したとは言っていない。

朝鮮総督府のトロール漁業禁止線

前回2014年の『竹島問題 100 問 100 答』への批判で金柄烈氏は、李承晩ラインは朝鮮総督府のトロール漁業禁止線を基準にしたと述べていた。朝鮮総督府が定めた各種漁業禁止線のうちもっとも広いトロール漁業禁止線を根拠にすべての日本漁船の操業を禁止したことや、李承晩ラインが底魚の好漁場を取り込んだためトロール漁業禁止線よりも広がったことを私に指摘されたため、今回は、トロール漁業禁止線が定められた1929年ではなく「1952年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」として李承晩ラインに変更した趣旨の説明をしている。

しかし、李承晩ライン設定当時の韓国には漁業資源調査の実績はほとんどなかった。たとえば、1953年6月の日韓会談漁業委員会ではサバ漁業に関する資料が交換されたが、韓国側からは「サバの体長、体重については説明も、資料提出も」なく、サバの回遊状況については「わが方作成の図面を利用しつつ説明」と、日本側議事録にある。漁業資源の状況が不明なのに「最善の」保存措置に変更したという説明は理解できない。

また、1953年9月に韓国政府が公布した水産業法では、朝鮮総督府が定めたトロール漁業や機船底曳網漁業の禁止線がそのまま引き継がれている。李承晩ラインが「1952年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」というならば、李承晩ラインと水産業法の禁止区域との整合性についての説明が必要であろう。

李承晩ラインは排他的経済水域か

金柄烈氏は、しきりに現在の国連海洋法条約の排他的経済水域（沿岸国のみがその水域の資源を管理でき、他国は沿岸国の許可なしに資源を利用できない水域。距岸二百海里まで設定できる）と李承晩ラインは同じ性格のものと主張する。

しかし、国連海洋法条約の第61条「生物資源の保存」・62条「生物資源の利用」で示された排他的経済水域における漁業についての考え方は、沿岸国は資源管理を責任を持って行い、資源を完全に利用していない場合は他国にも漁獲させるというものである。資源調査や資源保存措置も不完全な状態で、一方的に日本漁船の操業を禁じた李承晩ラインと同じではない。

国連海洋法条約の第61・62条の、排他的経済水域の漁業資源に対する沿岸国の保存・最適利用の義務は、第3次国連海洋法会議で、沿岸国の排他的経済水域での操業を求める海洋国との妥協の中でまとまったものである。日本の立場にまったく配慮せずに李承晩ラインを線引きし、日韓会談漁業委員会では日本の言い分を頭から拒絶した韓国の姿勢が、そのまま現在の国連海洋法条約の内容になったわけではない。

そもそも、1990年代に日韓両国が批准した国連海洋法条約を四十年以上も過去にさかのぼって適用することはできない。

韓国の蹉跌—主権の宣言

李承晩ラインの正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」である。宣言文前半は朝鮮半島周辺の広大な海域に主権を行使すること、後半はその海域の漁業資源を韓国のみが管理することを内容としていた。

金柄烈氏は、李承晩ラインの最大の問題点として私が指摘した、広大な公海に主権を宣言したことについて、次のように述べている。「“主権(sovereignty)線だ”、“管轄権と統制(jurisdiction and control)線だ”などとして、多少一貫的でない性格規定”があった。しかし、これはそのように簡単に見過ごせる問題ではない。諸外国が韓国に抗議したのは、領海の一方的な拡大という非常識で危険な行為に対してであり、韓国民は李承晩ラインを国境線と誤解した。李承晩ラインは、現在南シナ海で中国が繰り広げている行動にも似た、深刻な問題を含んでいた。

李承晩ラインは「最初的手段」

金柄烈氏は日本漁船の脅威を強調し、李承晩ラインは「漁業資源保護のための最後の手段だった」という主張を変えていない。

韓国が李承晩ライン宣言よりも四ヶ月も前の1951年9月8日、韓国政府はすでに、日本漁船を排除できる水域の設定を宣言して「対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと認定させる」ことを計画していた（「漁業保護水域宣布に関する件」（韓国政府外務部編刊『大韓民国外交年表附主要文献』1962年）197頁）。宣言の一ヶ月後に始まった日韓会談漁業委員会で、日本が資源保護のため一部漁業の禁漁区域と禁漁期間を設けることを提案したにもかかわらず、韓国はこれを受け入れず、すべての日本漁船の操業禁止区域、すなわち李承晩ラインを認めることを求めた。要するに、李承晩ラインは「最後の手段」ではなく、「最初的手段」だったとする私の指摘に答えていないのである。

（2017年12月4日付『山陰中央新報』「談論風発」欄の同題の文章に加筆したものである。）